CoC 認証規格（2019 年改定）

変更の概要

変更の概要

MSC はこの度 CoC 認証規格及び CoC 審査／監査の要求事項を改定しました。これにより、規格をより明確なものにし、アクセスの向上を図りながらも整合性が損なわれないようにすると共に、サプライチェーンにおいて強制労働や児童労働が決して行われないようにすることを目指しています。

本文書は MSC 認証制度に関連する以下の文書の変更点をまとめたものです。

- MSC CoC 認証規格：標準バージョン　第 5.0 版
- MSC CoC 認証規格：グループ向けバージョン　第 2.0 版
- MSC CoC 認証規格：消費者向け事業者（CFO）用バージョン　第 2.0 版
- MSC CoC 認証要求事項　第 3.0.1 版
- 一般認証要求事項　第 2.4 版

変更が有効になるのはいつですか？

CoC 認証規格の改定版の効力が発生するのは、発行日の 6 ヶ月後です。

2019 年 9 月 28 日以降の審査／監査においては
CoC 認証規格の新バージョン（第 5.0 版）が適用されます。

9 月 28 日より前の審査／監査については改定前の規格が適用されます。

CoC 認証規格の改定版は MSC ウェブサイトに掲載されています。（和訳は完成次第こちらに掲載される予定です。）この度の改定は、ステークホルダーからのフィードバックを盛り込み、水産業界の最優良事例に沿った MSC CoC 認証規格であり続けるための定期的な見直しの一環として行われました。

ご不明点があれば、MSC 日本事務所（MSCJapan@msc.org）までお問い合わせください。

MSC はどのように規格を見直すのですか？

1. ステークホルダーあるいは MSC から問題が提起されます。

2. MSC は提起された問題を検討し、優先課題を決定します。改定内容は公開協議にかけられ、水産業界の専門家、サプライチェーン事業者および規格のユーザーからのフィードバックを募ることでプログラムの改善に努めます。

3. 課題と対策案について二つのグループで検討されます。

- MSC 技術諮問委員会は、科学者および専門家から成る独立した機構です。
- ステークホルダー協議会は、MSC のステークホルダーグループおよび代表からなる機構です。

この 2 つのグループは、MSC 評議員会に対し提案の採択に関するアドバイスや提言を行います。提案に関する最終決定は MSC 評議員会が行います。

MSC CoC 認証規格

これらの変更は CoC 認証規格の全バージョンに適用されます。

変更内容は？

魚種と供給源の正確なラベリング

認証されているすべての事業者は、認証製品の魚種、漁場もしくは供給源に関する主張が正確であることを確実にするためのシステムを講じていなければなりません。つまり、供給源、漁場あるいは魚種のラベリングは、製品の売買が行われる国の関連法に合致していなければならないということです。

ほとんどの場合、認証を取得している事業者はすでに必要なシステムを講じていますが、CoC 認証規格の変更により、審査員はシステムを確認し、誤表示の証拠が見つかった場合に不適合を提起する明確なメカニズムがあるかどうかを検証することになります。

認証取得漁業あるいは養殖場からの直接購入

認証を取得している漁業あるいは養殖場から直接購入する事業者に対するガイダンスを追加しました。ガイダンスには以下の内容が含まれています：

- 漁業あるいは養殖場が水産物を認証のものとして販売するために、その漁業や養殖場も CoC 認証が必要かどうかをどのように確認するか。
- 認証取得事業者は、ASC 認証を取得している養殖場から直接入荷する製品について、入荷時の検証の一環として抗生物質検査を用いることができる。

サプライヤーの認証状況の確認

サプライヤーの認証状況について必ず確認することを推奨しています。MSC 認証製品のサプライヤーについては MSC ウェブサイト（msc.org）で、ASC 認証製品のサプライヤーについては ASC ウェブサイト（asc-aqua.org）でご確認いただけます。有効期限が切れる前に認証の取り消し、停止、取り下げが行われたりすることもあるため、印刷された認証書よりもウェブサイトで確認する方が確実です。

不適合製品

ASC 認証を取得している養殖場から入荷した製品であっても、ASC 養殖場認証規格で使用が認められていない抗生物質が含まれていることが判明した場合には不適合製品とみなされます。

記録やサンプルの要請

請負輸送業者を利用されている場合、要請に応じて、認証製品に関する記録を請負輸送業者から取り寄せ、MSC や審査機関に対しすべての認証製品へのアクセスおよび請負輸送業者の施設への立ち入りを認める権限を有していなければなりません。認証取得事業者に対し、MSC あるいは MSC 指定の機関からトレーサビリティ記録の要請があった場合、現行の規格では、要請のあった日から 10 日以内に提供することになっていましたが、5 日以内に変更されました。書面による期限延長申請が MSC あるいは関連の指定機関によって許諾された場合には延長が認められます。

ASC は MSC の指定機関として認められているため、製品検査のために ASC 認証製品に関連する記録や ASC 認証製品のサンプルを要請することができます。

認証審査中製品

漁業や養殖場の認証取得後、その漁業や養殖場からの製品を認証製品として販売することのできる MSC 漁業認証審査中あるいは ASC 養殖場認証審査中の製品を取り扱うためには、事前に審査機関の書面による許諾が必要です。承認が得ら

れる可能性があるのは、漁業クライアント・グループのメンバー、あるいは審査中の養殖場と同じ法的所有者のみです。

MSC CoC 認証規格：

消費者向け事業者(CFO)用バージョン 2.0 版

消費者向け事業者（CFO）用バージョンは、給食事業会社、レストランチェーン、鮮魚売場のある小売業者など、最終消費者に認証水産物を販売あるいは提供する事業者に適用されます。

変更内容は？

複数の現場を有する CFO の適用資格

共通の管理システムに求められることや、本部の責任がより明確になりました。認証水産物の購入はこれまで本部の一括管理によるものでしたが、本部の監督の下に行われる場合には現場での購入が認められることになりました。

現場でのトレーサビリティ

消費者向けの現場でのトレーサビリティは、製品を販売もしくは提供した時点から、認証サプライヤーあるいは認証製品の入荷／配送といった認証製品のインプット時点まで遡って追跡できなければなりません。

変更の報告

前回の審査／監査より現場数が 25%以上増えた場合には 10 日以内に審査機関に通知しなければなりません（これまでは規格では 50%でした）。これまでとは異なる国で現場を新たに追加したり、認証製品の加工、包装、再包装を行う現場を加えたりする場合には、審査機関から承認を得る必要があります。

保管および配送現場の監査

物流センターや倉庫など、保管あるいは配送のみを行う現場に対し、最低 1 箇所について、 3 年の認証有効期間の間に監査を受ける必要があります。

消費者向け現場におけるサンプリングの強化

サンプリング数および消費者向け現場の監査数の算出方法がこれまでよりも強化されました。

MSC CoC 認証規格：
グループ向けバージョン 2.0 版

グループ向けバージョンは複数の拠点を有する事業者に適用されます。グループは、内部管理を確立するとともに、すべての現場が規格を順守することに責任を有するグループ本体が定められます。もともとは複数の現場と共通の管理システムを有する事業者を対象としたものでしたが、一つのグループ CoC 認証を共有する複数の独立事業体に利用されるケースが増えています。グループ向けバージョンの改定により、矛盾が解消され、要求事項がより明確になりました。

変更内容は？

内部の現地監査が必須

グループ認証に新たな現場を加える場合、現地監査を内部で事前に実施しなければならないという要求事項がより明確になりました。これは複数の独立した事業体のグループなど、共通の管理システムを持たないグループに対する要求事項です。

不適合に対するプロセスの簡略化

現場レベルでの不適合について、すべてがグループ本体に対する不適合として提起されることがなくなりました。代わりに、現場レベルでの不適合が、グループの不十分な管理によるものなのか、もしくは全体的な問題なのかを審査機関が決定します。全体的な問題である場合には、グループ本体に対する不適合として提起されます。
内部監査の際に発見された不適合に対するプロセスについても明確になりました。

審査／監査プロセスの変更

CoC 認証要求事項第 3.0 版および一般要求事項第 2.4 版には、CoC 認証規格の各バージョンを適用した審査／監査を行う際の審査機関に対する必須要求事項が含まれています。

変更内容は？

一時停止および不適合

マルチサイト認証の場合、一時停止の原因が現場に特定されるものであり、他の現場や認証全体に影響を及ぼすものでないと審査機関が判断した場合、一つあるいは複数の現場の認証のみが一時停止となります。

指定期限内に軽度不適合が是正されなかった場合、審査機関は不適合の等級を軽度から重度に変更し、事業者には 30 日以内に重度不適合を是正する猶予が与えられます。

トレーサビリティ

すべての消費者向け事業者について、認証水産物の販売あるいは提供時点から認証取得サプライヤーまで遡ってのトレーサビリティが検証されます。販売記録は不要になりました。これにより、現行の消費者向け事業者用バージョンの CoC 認証規格要求事項と、標準バージョン、グループ向けバージョンの要求事項との整合が図られます。

新たな業務が適用範囲の対象に

魚粉・魚油の売買、手作業での荷下ろしはそれぞれ独立した業務としてみなされます。これらの業務を認証範囲に含めるためには、要求事項の改定版の効力が発生する 9 月 28 日より前に審査機関に検証を依頼し承認を得た上で、発効日には認証範囲に含まれていなければなりません。

強制労働および児童労働に対する要求事項の順守

MSC と ASC は、MSC 及び ASC 認証製品が強制労働や児童労働に関与していないという保証の更なる強化を図るために CoC プログラムを改定しました。

これにより、CoC 認証の一環として、労働に関する監査を受ける必要が生じる場合があります。

以下の二つ以上の指標において、事業所を置く国が違法労働が行われる「リスクが低い」と判断された場合を除き、CoC 認証の範囲に加工（請負加工や請負加工の利用を含む）、包装、再包装、あるいは認証取得元からの手作業での荷下ろしを含めている場合には、労働に関する監査が必要となります：

- Country Risk Assessment Process for SA8000（SA800 のカントリーリスク評価プロセス）
- International Trade Union Confederation Global Rights Index（国際労働組合総連合世界人権指標）
- Ratification of five or more UN conventions on forced or child labour, human trafficking or seafood/fishing／（C188, C105, C182, C29, Protocol to C29, Palermo Protocol, UN Slavery Convention (1926)), UN Supplemental Slavery Convention (1956), Port State Measures Agreement）（強制労働または児童労働、人身売買、もしくは水産物/漁業に関する 5 つ以上の国連条約／(第 188 号、105 号、182 号、29 号、条約 29 号議定書、パレルモ議定書、1926 年奴隷制度廃止条約、1956 年奴隷制度廃止補足条約、寄港国措置協定)の批准
- US Department of Labor List of Goods made with incidence of forced and child labor（米国労働省の「強制労働ないし児童労働によって生産された商品リスト」）

CoC 審査／監査の前日までには拠点のカントリーリスクについて審査員から通知があります。労働に関する監査の必要性が認められた場合には、以下を満たした監査でなければなりません。

- 現地監査
- 独立した第三者審査員による監査
- MSC が認定した労働監査プログラムであること
- 該当する労働に関する監査プログラムの業績指標を満たしていること

MSC 認定の労働に関する監査プログラム	順守しなければならないプログラムの業績指標
Amfori Business Social Compliance Initiative （Amfori ビジネス・ソーシャル・コンプライアンス監査）	監査でゼロ・トレランスの問題が発見されなかった
SEDEX SMETA （SEDEX（サプライヤー倫理情報共有プラットフォーム）の SMETA 倫理的取引監査）	監査でビジネス・クリティカル（重大なビジネス問題）が発見されなかった
Social Accountability International's SA8000 （ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルの SA8000 監査）	有効な SA8000 認証

ゼロ・トレランスと、ビジネス・クリティカルは早急な対応を要する深刻な労働問題です。労働者の重大な人権侵害、または甚大な人権侵害を示す現地の法律の違反も含まれます。Amfori BSCI ゼロ・トレランス議定書および SEDEX-SMETA のノンコンプライアンス・ガイドラインについては各ウェブサイトをご参照ください。

監査は、自社で選択した労働に関する監査プログラムのスケジュールに則って行われます。プログラムにより、監査は半年毎、１年毎、あるいは２年毎に実施されます。

MSC がこれらの労働に関する監査プログラムを選定した理由は？

MSC は以下の理由でこれらプログラムを選定しました。

- 国際的に認知されている。
- 水産業界で一般的に使用されている。

MSC はリスク指標をどのようにして選定したのか？

MSC は広範囲にわたる外部との協議を通じ、適切で効果的かつ効率的なリスク評価指標の検討を重ねた結果、以下の理由で選定しました。

- 国際的に認知されている
- 水産業界のリスク評価手法として一般的に利用されている
- 透明性のある手法である
- ステークホルダーから支持されている
- 強制労働と児童労働および／もしくは水産物に特化している

審査機関に対して関連する労働監査プログラムに順守していることを示す方法は？

労働に関する監査プログラムに順守していることを示すために、審査機関への認証書の提示を求められる場合があります。そのほかにも該当プログラムのプラットフォームやポータルサイトにログインする必要があるかもしれません。

ソーシャル・コンプライアンス監査および当該プラットフォームへのアクセス担当が社内の別のスタッフの場合、労働に関する監査の結果を示せるように、担当者を CoC 審査／監査実施日に必ず立ち合わせなければなりません。

順守しなかった場合はどうなりますか？

CoC 認証規格の労働に関する業績評価指標を満たしていない時点（amfori BSCI 監査でゼロ・トレランスの問題が発覚した場合など）より 2 営業日以内に審査機関にその旨を通知しなければなりません。CoC 認証を維持するためには、30 日以内に問題に対処しなければなりません。

猶予期間

労働に関する監査では計画に時間と労力がかかることを MSC、ASC は認識しています。そのため猶予期間を設けました。

改定された新しい CoC 認証規格を適用する最初の監査時（初回審査、監査、更新審査を問わず）において労働に関する監査が完了している必要はありません。その代わりに、次の審査／監査までに労働に関する監査を完了することに同意する合意書に署名することが求められます。

つまり、改定された新しい CoC 認証規格を適用した最初の監査から約 12 ヶ月以内に労働に関する監査が完了していれば良いということになります。